

環境社会配慮助言委員会ワーキンググループ

フィリピン国

「パッシング・マリキナ川河川改修事業Ⅲ」

環境レビュー

日時 平成23年9月12日（月）14：00～16：39

場所 JICA本部 111会議室

（独）国際協力機構

助言委員（敬称省略）

岡山 朋子 名古屋大学 エコトピア科学研究所 特任講師
高橋 進 共栄大学 教育学部 教授
満田 夏花 国際環境 NGO FoE Japan
村山 武彦 早稲田大学 理工学術院創造理工学部 教授

JICA

<事業主管部>

田中 寧 東南アジア・大洋州部 次長
武藤 めぐみ 東南アジア・大洋州部 課長
都築 牧人 東南アジア・大洋州部
北川 由記 東南アジア・大洋州部
天野 雄介 地球環境部 参事役
三牧 純子 地球環境部 防災第一課

<事務局>

河野 高明 審査部 環境社会配慮審査課 課長
青木 英剛 審査部 環境社会配慮審査課
鈴木 友美 審査部 環境社会配慮審査課

オブザーバー

松本 良治 株式会社建設技研インターナショナル 取締役 会長
井手 佳季子 株式会社ポリテック・エイディディ 環境計画グループ
主任研究員

午後2時00分 開会

○河野課長 それでは、お時間になりましたので、これからフィリピンのパッシング・マリキナ河川改修事業の環境レビューに関するワーキンググループを始めたいと思います。

まず主査を決めていただきたいんですが、岡山先生は3回やっていらして、高橋先生、満田先生、村山先生は2回ずつというところで、先ほどお話ししまして、高橋先生にお願いできればと思いますが、よろしいでしょうか。

よろしいですか。それではここから高橋先生に議事を出しますので、よろしくをお願いします。

○高橋主査 それでは、このフィリピンのパッシング・マリキナ河川改修事業についてのワーキンググループを開催したいと思います。

主査を務めさせていただきますけれども、もう既に何回かこれまでのワーキンググループで進め方、それぞれ委員の皆さんご経験いただいていると思いますけれども、個別の内容を一つ一つ取り上げて質問内容の回答を読み上げたり、説明いただくという時間がかかりますので、ある程度事前に読んでいただいているという前提でまとめて進めていきたいというふうに思います。よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、まずお手元の資料の質問ということで、1からずっとありますけれども、まずフェーズ、当該事業と、それからこれまでのフェーズⅠ、フェーズⅡなど関連します内容ということで、1から6まで、これについて確認をさせていただきたいと思います。ほとんど私の質問が多いんですけれども。

JICA側で特に追加のあるいは補足の説明等はございませんか。特にないですか。1から6について。

○北川 特にございません。

○高橋主査 よろしいですか。

そうしますと、フェーズとの関係で、1番目は基本的に構造物以外のものも、本フェーズの支援対象になるということのようですし、またこのスケジュールなども含めて、このFMCとかMOA、こういったものについての関係、あるいは勧告の関係もこういったところも踏まえ、一応私は事前に読んで了解、理解をいたしました。

あと岡山委員は6番目がございますが、いかがでしょうか。

○岡山委員 6番だけは結構です。よくわかりました。ただ、これ、ごめんなさい、余り本質的な話ではなかったんですが、もしこの計画の地図がありましたよね。マリキナ川とパッシング川と、それから堰云々の。それを見ながらちょっと、もし説明していただけると、非常にこの

洪水調整のやり方がよくわかっていいのかなと少し思ったんですけど。簡単に説明していただいても大丈夫ですか。

○北川 ご説明の内容といたしましては。

○岡山委員 7番の、すみません、①及び②ですね。これ、どこの。

○北川 7番。

○岡山委員 はい、7番です。

あと、すみません、一つだけなんですけど、素朴な質問で、100年に1回の確率の水害を当初3,300立米で計算されていたんですけど、それを計算し直したとき2,900に下がっているのはなぜなのかなというのを。

○天野参事役 よろしいですか。

3,300と2,900の違いは、基本的にはとった統計のデータの範囲が、まず異なるからとお考えください。100年に1度の降雨というものを、結局、確率処理して想定しているものですから、その降水量の形によって出てきた流量が変わったということでございます。そういう意味では1983年時点よりも、データが増えた分と申しましょか、確率処理の精度は上がっているかと思いますが、それによると2,900という数字が一つ出ているということでございます。

ただし、この場合、計画流量というのが上流の施設も張りつけた上での流量になりますので、そのマスタープラン時点においては上流に貯留施設も計画されておりますので、結果としてセントニーニョと書いてありますが、あの地点の流量が2,900になっているというふうにお考えいただければと思います。

○岡山委員 その時点で2,900あるときにワートと来て、この運河のほうに500流して、残りをこちらに流すということですよ。

○天野参事役 そうです、はい。

○岡山委員 そこでロザリオ堰を閉めると、運河をつたってラグナデベイのほうにおりていくと。

○天野参事役 どこを閉める。

○岡山委員 違いましたっけ。すみません。そこに河道堰をつくる。

○天野参事役 すみません。ここにセントニーニョという地点がございます、ここで2,900トン、毎秒2,900立方メートルの洪水量が来たときに、洪水が流れてきて、ここにMCGSがあって、ここにロザリオ堰があるわけですが、この二つの堰で2,400と500に分けようとしている。

○岡山委員 その堰はどちらのほうの堰ですかね。

○天野参事役 こっちが2,400です。こっちが500です。すみません。

○岡山委員 河道堰はできていなくて、それは……

○天野参事役 このMCGSというものは、何も現地には今日現在ございません。こちらのロザリオ堰は現地にございます。

○岡山委員 ということは、現在で、たしかすみません、ここで、この河道堰でコントロールができたときに、運河のほうに最大限流下させることができる。

○天野参事役 そのとおりです。

○岡山委員 ということですね。ところが現在はないので、例えば今日2,900の降雨があった場合にはどうなるのでしょうか。

○天野参事役 今日2,900の洪水がここに来た場合においては、ここには2,400までは行かずに、例えば2,000とか2,100とかという流量がこちらの放水路に流れて、残りの900だの1,000だのという数字がこのマリキナ川下流部に流れるということになります。

○岡山委員 どこかがオーバーフローするんですか。

○天野参事役 そのとおりです。

○岡山委員 わかりました。ありがとうございます。

○高橋主査 今、7番に移りました。次いで9番までで、岡山委員があと8番もありますが、いかがですか。

○岡山委員 それで、例えば8番なんですけれども、今のところで、例えばそこに河道堰ができて、最大、運河のほうに流すことができたのが2,400まで上がったとしても、実際にはそこに居住者がたくさんいるので、2,000ぐらいしか流せないでしょうということになっているんですが、それがもう10年以上前の調査では1万8,000世帯住んでいたのが、現在では世帯数は減っているんですが、それでもなお6万人ぐらいが暮らしているということで、実際にはそうなってくると、やはり河道堰をつくったとしても、2,400そこに一気に流すことはとてもできなような雰囲気なんですけど、いかがでしょうか。

○天野参事役 現時点においては、ご指摘のように放水路上にまだ人がたくさん住んでおられるので、現時点においてMCGSをつくるのは現実的ではないという判断はあると思います。

ただし、基本的には不法の居住者の方々ですので、最近のフィリピンの施策からするとインフォーマル・セトラーの方々には、ちゃんとした住まいを持っていただくという政策が、このプロジェクトに限らず、マニラ首都圏全域で展開されているという実情からすれば、将来とも同じような居住形態かどうかは現段階においてははかりかねるところがあるかと存じます。

○岡山委員 ということは、ここで13年前に1万8,000世帯あったのが、現在例えば1万5,000ということで少し減っているというのがその政策の効果で、今後もだんだん減っていくだろうということによろしいですか。

○北川 はい。

○岡山委員 ありがとうございます。

○高橋主査 あと、9番は私ですけど、これは単に確認ですから、これで結構です。

それでは、他に特になければ、続いて10番から12番、河川等についてですが、これも三つとも私が出した質問ですけれども、私は河川公園が既にある、あるいはこれから整備される。それが本事業の中で、従来のものと一体性があるのか、あるいは地域住民の生活その他と支障がないかどうか、そういうことを確認しようと思ったんですが、お答えでは一応影響は特にないということなんですが、実施者が河川公園、これまでのフェーズⅡなどのところも含めて、いろいろというほどではないんですが、市が基本的に整備をしたり、パッシング川再生委員会というんですか、こういうものが整備をしたりしているようですが、このパッシング川再生委員会というPRRCという、これはどんな組織。市の何かそういう一部なんでしょうか。その辺はおわかりでしょうか。

○北川 市といいますよりも、フィリピン政府の組織です。パッシング川の管理等を司っているところで、LGU等ももちろん参加して形成されております。その他フィリピン政府の関連機関も参加しております。

○高橋主査 そうしますと、このフェーズⅢでまたいろいろ整備される予定の河川公園というんでしょうか、舗道も含めたものがありますけれども、こういったものの整備主体あるいはその後の維持管理主体と、これまでの部分との関係というのは、どんな状況になるんでしょうか。

○北川 お答えします。PRRCに関しましては、こちらはパッシング川といたしまして、この地図の黄色に塗っている川です、こちらですね、を対象としております。今回、河川公園といいますか、既存の遊歩道を堤防の上に移設する工事を行います。それにつきましては、このパッシング川ではなくマリキナ川、この川の下流域の該当部分を対象といたします。ですので、PRRCとは別の、ここはパッシング市が管理しております区域に当たります。

○高橋主査 これはマリキナ川でも上流部にも、こういう河川公園のようなものがあるわけですね。ないんですか。

○天野参事役 例えば今回の事業範囲から外れますけれども、この放水路と分かれているところにさらに上流はマリキナ市になってまいります。そこでやはり市が独自に公園を整備して

いるところはございます。ただ、一連ですっというわけではございません。

○高橋主査 整備主体、管理主体がそれぞれ違うと思いますが、川としてはつながっているわけで、その辺の連携といいたいでしょうか。途中まで来て、全く形態も何も違う、あるいは管理方法も違うような公園というよりは、やはり一連の連携のとれた公園のほうがふさわしいのではないかなということで、質問を含めてさせていただいたわけですが、その辺は見通しとしてはいかがでしょうか。

○天野参事役 こちらのパッシング川のほうにつきましては、非常に土地利用も似通っております、もう川のそばまでみんな市街地があるというような状況ですが、マリキナ川に入りますと、場所によっては市街地の近く、場所によっては非常に人が入らなさそうな工場とか、それがぼんと立地していたりして、余り連続的に今、人の動きが行われていないところもございますので、そういう意味で一連区間で河川公園を整備するという計画を、今、地元市が企画しているという話は聞いてございません。ただ、将来そういう議論があれば、当然こういう事業を進める上でも協議させていただく必要は出てくるかと思いますが、今日現在そういう話は聞いてございません。

○高橋主査 わかりました。

他の委員の方は、12番のところ、よろしゅうございますか。

それでは、この具体的な影響について、13番、14番、15番、16番のあたりでいかがでしょうか。ここも私と岡山委員になりますけれども。

○岡山委員 じゃ、すみません、16番なんですが、これ、高橋先生の15番と同じことを多分気にしているのかなと思われるんです。浚渫土砂の中に入っている重金属に関して、それをエコチューブで固めて、護岸へそのまま使うという工法なんですけれども、やっぱり気になったのがその浚渫土の中の特に重金物等の有害物ですね。それに対して両方ともお答えは滲出させんということではあるんですが、例えば、多分想像のつかない、実物を見ていないので、やっぱりちょっと不安だなと思うんですけれども、実験の結果は封じ込められているから大丈夫ですというふうにあるんですが、これはそういう公共事業に使うので半永久的に安定化させてもらいたいという意味で、半永久的に大丈夫ですという科学的な立証ができているということでしょうか。

○天野参事役 半永久という言葉がどの範囲を指すのかはともかくとして、現在、エコチューブのその物質を袋の中に閉じ込める効果というのは、土木研究所の研究論文で明らかにされているとおりでいうことでございます。ただ、これが、例えば100年既に経過したものをチェッ

クしたかということであれば、そうではないということでございます。ただ、重金属が現在含まれているかどうかははっきりしないわけでございますが、浚渫土のすべてをエコチューブにまぜ入れるわけではないということをご理解ください。

というか、どちらかというを入れる量のほうが少なく、基本的には処分するほうが量としては多いということでございます。そちらの処分するほうについては、ここにも示してございますとおり、セメントあるいは石灰との混合によって改良して、その固めたものを処分するというので、そちらでの湧出の不安はないというふうにも考えております。

○岡山委員 ありがとうございます。

○高橋主査 よろしいですか。

○岡山委員 はい。

○高橋主査 他によろしいですか。

それでは、住民移転等にも関係する、あるいはステークホルダーに関係する17から21までがございますが、18から21については当日回答ということですが、まずその回答をいただいてから、それぞれまた各委員にご質問、ご意見を受けたいと思います。

では、JICAのほうで回答をお願いできますか。

○北川 了解いたしました。

まず、満田委員から18番以降の質問、コメントをいただいている部分につきましては、先行フェーズであるフェーズⅡの住民移転に係る部分が多いかと思っておりますので、まずフェーズⅡの住民移転の実施体制についてご説明を初めに、補足ですが、申し上げます。

まずフェーズⅡの対象地がパッシング川の改修箇所河川から3メートルといった範囲でございます。このエリアはすべて、先ほどのPRRC、パッシング川再生委員会がADBの融資によって実施していたパッシング川環境管理改善セクター開発計画という事業の対象地でありますパッシング川兩岸の河川から、これは10メートルという範囲が含まれております。そのためにフェーズⅡの対象地に居住していた住民の移転はすべて、このPRRCの事業のもとで、PRRCがADBと合意した住民移転計画RAPに基づいて実施されたものでございます。

移転先の生計回復状況を含むモニタリングというところも、その枠組みの中で実施されているものでございます。

ただ一方、フェーズⅡの対象地、3メートルの範囲ですね、こちらにつきましても状況の確認でありましたり、あと移転の実施状況というところに関しましては、フェーズⅡ事業の実施に必要な部分でございますので、実施機関であるDPWHはコンサルティングサービスの中でロー

カルコンサルタントを雇用して、移転の実施主体であるPRRCとの調整でありましたり、あと Local Inter-Agency Committeeと呼んでおりますLGUが組成しております組織への参加、また各バランガイとの調整、コンサルテーション等を行ってきております。

JICAはその範囲で状況の確認を行っているところでございます。よって、フェーズⅡに係る点につきましては、この範囲でお答えさせていただきますので、ご了承ください。

では、18番のご回答から進ませていただきます。ご質問内容はパッシング・マリキナ河川改修事業に関して、過去の住民移転者は何世帯あったか。

こちらにつきましては、フェーズⅠはまず詳細設計でございました。従いまして、移転は発生しておりません。フェーズⅡにつきましては、事業開始前の2003年10月の時点で、3メートルの事業対象地に80世帯が確認されております。その後、現時点までに延べ254世帯の移転を実施したと承知しております。

続きまして19番、過去の住民移転の際に、住民に提供された移転地はどこであったか。また、現在、移転した住民のうち何世帯が居住しているのかというご質問をいただきました。

こちらに関しましては、PRRCによりまして、リサール州のロドリゲス町サンイシドロという場所に社会住宅団地が提供されております。ただ、現在の居住状況につきましては、こちらはPRRCのRAPに基づいてモニタリングが行われている状況ですので、JICAとしては現在データを持っておりません。

次に進ませていただきます。20番、現在の生活状況はどのようなものか、生計回復についてはどのように評価されているかというご質問をいただいております。まずはそちらのほうから、20番の前半ですが回答させていただきます。

こちらは、ADBがプロジェクト・コンプリション・レポートを2010年12月に出しております。そちらによりますと、住民移転計画の実施及び移転プロセスにより生み出された社会成果、ソーシャルアウトカムという表現をしておりますが、こちらは概してポジティブであったという評価がなされております。

次に進みまして、過去の住民移転のモニタリング体制はどうなっているか。JICAには報告されているか。そしてモニタリング項目はというご質問をいただいております。

こちらPRRC事業の移転計画を見ますと、国家住宅庁（ナショナル・ハウジング・オーソリティ）によりまして内部モニタリングがなされており、さらに外部モニタリングの両方が実施されることとなっております。そのレポートの提出先ですが、PRRC及びADBに提出されることとなっております。JICAには報告されておりません。

このRAPによりますと、内部モニタリングの項目としては四つ挙げられておりました、読み上げますと、予算及び実施（バジェット・アンド・インプリメンテーション）、補償の実施（デリバリー・オブ・エンタイトルメント）、コンサルテーションと苦情（コンサルテーション・アンド・グリーバンス）、成果（ベネフィット・モニタリング）となっております。

最後に21番、過去の住民移転に関して直近のモニタリングレポートを提供されたいというご要望をいただいておりますが、申し上げておりますとおり、JICAではPRRCのRAPに規定されておりますモニタリングレポートというものは受領しておりません。ご了承ください。

以上でございます。

○満田委員 ありがとうございます。

○高橋主査 ご質問、今のお答えに対してあればどうぞ。

○満田委員 すみませんでした。質問を出すのが大幅におくれたために、口頭でのお答えをいただくことになってしまいました。すみませんでした。

この質問の意図なのですが、当然のことながら、このパッシング・マリキナのフェーズⅢとフェーズⅡというのは一つの事業のフェーズ分けしたものであるもので、過去の住民移転の問題というものがきちんと認識されないと、その問題は繰り返されるという認識で質問させていただきました。ちょっとフェーズⅡについて、ADBとJBICのすみ分けがそういう3メートルと10メートルですか。違いましたっけ。

○北川 事業実施のところでしょうか、はい。

○満田委員 ちょっとすみ分けがどういうことになっているか、余り承知せずに聞いてしまっているんですが、そうするとJBIC、フェーズⅡにおける住民移転の発生……ごめんなさい、もう一度フェーズⅡにおけるADBとJBICの対象の違い、もう一度教えていただけますか。

○北川 まず事業というところに関しましては、旧JBIC、現JICAでは河川改修を行いますので、その事業に必要な範囲といいますのは、河川から3メートルの範囲となります。

一方で、ADBの環境改善に係る部分ですけれども、そちらは河川から10メートルという範囲を対象としておりました。その整理は住民移転に関しましては、すべてADBの10メートルの中に含まれるという整理がなされました。よって、住民移転につきましては、すべてADBでのRAPに基づき、ADB、PRRCによって実施されるという関係になっております。

○満田委員 ありがとうございます。ちょっと不思議な棲み分けかなという気がしないでもないですが、そうすると、JICAは全然モニタリングにも関与されていないということなんですね。

○北川 住民移転に関しましては、3メートルの事業用地を確保する必要があるがございますので、

その住民が一体何世帯で、今の状況がどうなっているのか、まだいるのか、コンペンセーションはどうなっているのかというようなモニタリングをずっとしてきております。そちらはコンサルティングサービスの中でやっております。さらに、例えばバランガイとの対話でありましたり、Inter-Agency Committeeというところの参加にもDPWHは関与しております。

○満田委員 わかりました。

ちょっとこういった質問をさせていただいた背景に、2004年当時に、当時の移転者からFoEJのほうに寄せられた情報というのがありまして、2004年当時、その住民移転に関して住民グループが当時のJBICに要請レターを出しているんですね。前もってメールでお送りしたとおりにんですが、そのときの情報によると移転数が最大で1,407メートル、おっしゃったように何メートルの幅で住民移転をしなくてはならないのかということについて大きな議論になったと。コンサルテーションが実施機関DPWHというふうに書いてありますが、をかなりたくさんやっていたんですが、何か時によってその幅の違いということが、説明が違うということから、住民の中に不信感が生じてしまったというような問題があった。

その2004年に、移転を迫られた住民移転の複数のグループから、河川沿いの立ち退きが必要な幅を3メートルにすること。あるいは、その立ち退きがあるのであれば、同じバランガイ内に再定住地を確保すること。当時はDDが確定されておらず、その幅が確定しなかったが、その最低限地図などを含む技術的な資料を、その住民に示して公開して、住民に説明をすること。あと、何か住民グループというのが、河川が長いということから複数あったらしいんですが、Inter-Agency Committeeに住民参加が認められていたんですが、すべての住民グループが入っていなかったということなんですね。

ですから、ちょっと一部の住民の利害だけが反映されていたということから、すべての住民団体のメンバーも含めることですか、ちゃんと実施機関のみに任せずに、JBICに非常に信頼を置いていたらしいんですが、JBICもそのIACに参加して監視してほしいというような、そういった要請レターが当時出されているんです。

恐らくその後大きな騒ぎになっていないことを見ると、問題はある程度解決されたのかもしれないんですが、フェーズⅢで58世帯の住民移転が生じるということもあり、やはりADBが主として見ていたということではあるんですが、現状の確認と、こういったことは恐らく同じ事業の同じ体制による移転なので繰り返される可能性があるんで、やはりここら辺は環境レビューのときに確認して、改善するように求めるべきではないかと思いました。

○北川 ありがとうございます。過去の教訓を踏まえてそのRAPが作成されているかどうかと

いうところは、確認してまいりたいと思います。

今、ご指摘いただきましたのは2004年の旧JBICが受け取ったレターなんですけれども、幾つか、すみません、背景情報の補足をさせていただいてもよろしいでしょうか。

まず、2004年のレターについて、もちろん私どもも認識しております。ただ、補足をさせていただきますと、実は本件の背景なんですけど、フェーズⅠでセントニーニョまで、すべての区間についてDDを作成いたしました。その際に実施したコンサルテーションというところの中で起こってきた議論でございます。

今回、この要望をいただいたパッシング市サントーランという地区なんですけれども、そのサントーランの地区は実はこのフェーズⅡ、フェーズⅢ、フェーズⅣと上がっていきますが、このフェーズⅣのエリアに含まれます。ですので、ここは今次フェーズの次ということになりますので、直接フェーズⅡとかかわりのある要望ではなかったということを補足をさせていただきます。しかし、このような状況になっていたということは、私どもも承知しておりますので、フェーズⅣにつきましてはその準備に先立ちまして、既存のInter-Agency Committeeでありますとかそういうところも活用して、住民も含めて丁寧に議論をしてみたいと思っております。

○満田委員 フェーズⅡのほうの移転先が、先ほどのご説明によるとリサール州ロドリゲス町ということなんですけど、それはかなり遠方になるのでしょうか。

○北川 私どもが承知しておりますのは、首都圏から30キロくらいです。ちょっとここには表示されていないですね。右寄りといいますか、北東部分に当たります。

○満田委員 つまり、確かに要請を出した住民団体は、フェーズⅡではなくて、フェーズⅣのほうの人々であったとしても、フェーズⅡにおいて、やはり同じような問題というのは生じているかもしれませんね。移転先サイトが余りに遠いというのはどうなんだろうという気がしていますし、ちょっとこれも私のおぼろげな記憶なんですけど、やはり住民移転サイトの踏査というものが、フェーズⅡ当時のJBICの中で問題視されていたようにもちょっと記憶しているんですけど、ですから、そこら辺についても一体全体どうなったのかというのは、やはり住民移転はADBに任せられたのかもしれないんですけど、河川改修事業にかかわったJICAとしては、やはり確認するべきではなかろうかと思いますが。

○北川 ありがとうございます。

○満田委員 ちょっと混乱したコメントなんですけど、私のコメントとしては、やはりフェーズⅡについて、ちょっとこの住民レターを引き合いに出したのはフェーズⅣのお話だったのかも

しれないんですが、フェーズⅡの状況というものは確認するべきではなかろうかというコメントです。

○北川 ありがとうございます。関連機関とも協議をしまして、フェーズⅢの審査のときに提案したいと思います。ありがとうございます。

○高橋主査 満田先生、よろしいですか。

○満田委員 はい。

○高橋主査 あと、岡山委員から17番がありますが、これはいかがですか。

○岡山委員 そうですね。確認だけなんですけれども、ここでもそのIACというのが出てくるんですね。だから、ここの回答を読んでいると、既にIACに参加をしていると。流域のステークホルダーと対話を重ねていますという回答ですので、何とか住民グループの要望をしていた、フェーズⅡのときに、一応そこを通じて議論することというのは一応していますという回答だと理解できるんですが、それでいいんでしょうか。

○北川 はい。ちょうどフェーズⅡが今実施中ですので、その中で実施しております。

○岡山委員 ステークホルダー会議って、だれがステークホルダーかってよくそれ自体が議論になるんですけれども、この最後の後ろから6行目のところで、その出席者という言葉があるんですが、具体的にいうとこの出席者というのは、事業主体ではなくて、ここに出席されていて質問する方ですよ。どんな方だったんでしょうか。

○北川 今ご指摘の部分は、サプリメンタルEISの過程におけるステークホルダー会議ということでよろしいでしょうか。それとも、その前のLocal Inter-Agency Committeeのところを指しているのでしょうか。

○岡山委員 別物なら、じゃ、両方ともどんな方が。

○北川 Local Inter-Agency Committeeは、LGUがまず設立しているものでございます。参加者は非常に多くなっておりまして、幾つかのサブコミッティーに分かれていてそれぞれ異なっているのですが、例えば住民移転の部分になりますでしょうか。そうしますと、事業者、もちろんDPWH、PRRCというところが入ってまいりまして、あと住民組織（People's Organization）でありましたり、NGO、あとDepartment of Healthでありましたり、あと教育省、あと電気や水の供給者というところも入っているような状況にございます。

ステークホルダー会議なんですが、こちらにつきましてはEISのほうですと……お待たせしました。周辺の企業体でしょうか。いろいろな会社でありましたり、あとはもちろん影響住民も入ってきております。こちらは恐らく住民組織と思われまして、すみません。手元にあります

資料が会社ないしは団体の名前が並んでおりますので、その形態が必ずしも把握できていないんですが。

○井出氏 地元の影響を受けると思われる世帯に対しては、もう世帯名のお名前を特定して出席をお願いしておりました。その他にも関心のある方は、オープンフォーラムという名前でやっておりますので、ご自由にご参加くださいという形態をとっております。ここの連絡は、住民の方に一番近い、一番下位の行政組織であるバランガイのキャプテンから連絡をしていただくようにしておりましたので、この会にもバランガイ・キャプテンとそれからバランガイのスタッフの方が出席されています。それと担当するLGU、日本で言えば市の職員の方が出席されています。プラス、説明者側としてDPWHが出ております。

近隣の住民の方への説明と意見のヒアリングというのは、もっぱらRAPの説明、もちろんEISの説明もしているんですけども、RAPとEISの説明をしているこのバランガイ単位の会で主に行われて実施済みというふうに判断いたしまして、それに加えて、サプリメンタルEISの説明会を、川に接して立地している事業所をピックアップいたしまして、2回開いております。これはバランガイ単位ではなくて、上流側、下流側ということで、2回開催しておりますけれども、事業所さんでまだ言い足りないことがあるというようなことがあれば、どちらに参加していただいても結構ですというスタイルで実施いたしました。

以上です。

○岡山委員 よくわかりました。ありがとうございます。

なぜこの出席者がちょっと気になったかという、その後で話題になったのが国家政策との整合性、事業効果の確認であるとか、不法住民の流入防止とか、極めて行政の方のむしろ事業者の目線の質問に集中しているものですから、ひょっとして住民がいなかったんじゃないかしらとちょっと見受けられたものですから。

住民に一番関心があるRAPに関しては、別のバランガイ・ミーティングでやられているということですね。了解しました。

○高橋主査 それでは、21までよろしいですか。

○満田委員 ちょっともう一つなんですが、そういたしますとこの地域委員会、Local Inter-Agency Committeeというのは、その事業モニタリングなんかを行うのでしょうか。

○北川 RAPの実施のモニタリングのことでしょうか。

○満田委員 はい。

○北川 そうですね。

○満田委員　そうですか。ここには、そうすると影響住民も入っているということなのですが、どういうふうな選定の仕方に入っているんですか。各バランガイからリーダーが入っているということなんでしょうか。

○井手氏　各バランガイのキャプテンは出席いたします。それと別に、被影響世帯の代表が出るという形になっておりまして、その被影響世帯の代表の選び方についてはちょっとまだ未調査なんですけれども、バランガイ単位という可能性はあると思います。

○満田委員　そうですか。

先ほど申し上げたようなレターなんかを読むと、住民代表の選び方というのが結構難しいのかなと思ってまして、住民のグループ、利害グループが必ずしも一つではないということから、IACの非影響住民のなるべくきめ細かい声が反映できるようにすることが重要なのかなど。かつ、そのIACの中で、例えばJICA側がオブザーバーで入るとかそういうことってあり得るんでしょうか。

○北川　現時点では入っておりません。

○満田委員　ないですか。

○北川　はい。

○満田委員　それは何か今後とも、あるいはオブザーバー的にそこに入ってモニターしてくれるようなことをして……

○北川　実はこのInter-Agency Committeeが唯一の場所ではございませんで、フェーズⅠからインフォメーションキャンペーンといいまして、各バランガイを逆に訪ねていたり、あとスーパーマーケットでありましたり、学校でありましたり、本当にいろいろな公共の場を使って、この案件に関してご説明をしたり、意見交換をしたりという場所がございます。なので、こちらに参加しなくても、そちらのJICAとしてコンサルティングサービスの一環として行っていますので、そちらにJICAの関係者も参加したりということもございます。別の場所でも、JICAがちゃんとモニタリングできるような、参加できるような体制になっているものと理解しております。

○満田委員　あともう一つなのですが、ちょっと読み落としているのかもしれないんですが、移転先というのはもう決まっているんでしょうか。それともまだ決まっていないんでしょうか。

○北川　本事業につきましては、補償の基本が再取得価格に基づく現金補償でございます。ただ、オプションとしまして、影響住民が望む場合には、LGUのプログラムで移転するという形にも選べるという形にしております。

○満田委員 わかりました。

○高橋主査 よろしいですか。

○満田委員 はい。

○高橋主査 それでは引き続き、22から25までについてお願いしたいと思いますが、村山委員は24、25、いかがでしょうか。

○村山委員 特にありません。これで結構です。

○高橋主査 よろしいですか。

○村山委員 はい。

○高橋主査 私が23を出したのは、問題がないという理由として、土着の雑種、だから問題がないというのは、これはちょっと科学的でないといいたいまいしょうか、表現としておかしいということで、回答になるようなことを丁寧に書いていただければいいんですけどね。雑種だから問題ないとか、それはちょっと表現として穏やかではないなということですので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、続いて、26と27、これも村山委員ですが、いかがでしょうか。

○村山委員 このご回答で結構です。

後で議論してもいいんですけど、27番のコメントはこういう表現でも結構ですか。未定の部分を埋めることというふうにコメントしてもいいでしょうか。今すぐに、後から……

○高橋主査 環境レビューに対するコメントとしてこういう未定なところをちゃんときちんと決めて埋めてくださいということですね。

○村山委員 はい。

○高橋主査 そういうコメントをJICAとして受けられるかということだと思いますが、いかがですか。

○天野参事役 回答の趣旨を少し説明させていただいてもよろしいでしょうか。

浚渫土砂のデータについては、今までの既存の資料を見る限りでは、重金属等の危険な物質は含まれていないと思われませんが、実際に浚渫する段階になった場合に、過去のデータですので、現段階で調べると、あるいは浚渫時に調べると、そういう物質が存在する可能性はむしろ否定できないということから、設計時において抽出的に調査を行い、その上で実際のモニタリング等の頻度等を定めていくというのが妥当なのではないかと考えて、そのようにここには書かせていただいております。

その内容については、再度、実施機関と調整するというように考えております。今日現在の

段階で、例えば1カ所とりますとか、2カ所とりますというのが、何か標準的なとり方があれば逆にご教示いただきたいところですが、なかなか何カ所とれば満足というのは逆に言いづらいのかなというふうに思いまして、このように書かせていただいております。これはモニタリング、あるいはサンプリング、モニタリングをしないという趣旨で今、回数未定と書いているわけではないということをご理解いただければと思います。

○村山委員 今のご回答は27番に対するご回答ですか。

○天野参事役 はい、そうです。

○村山委員 そうですか。

ちょっと事実確認ですが、有害物質がないとおっしゃったんですけど、私の記憶ではレベルは低いんですけどあるというふうにデータが出ていたと思うんです。たしか基準以下ではあると思いますけどね。

○天野参事役 はい。

○村山委員 それはないということではない。

○天野参事役 それはそういう意味では、ないというのは言い過ぎかと思います。

○村山委員 凝縮されれば濃度は高くなる可能性は十分あるので、その点については確認をしたいと思います。

それから、いただいている資料を拝見する限り、未定だからやる、やらないというのはちょっと判断できないような表現だったと思うので、今のご回答であれば前向きに検討されるというのはよくわかったんですが、ちょっといただいている資料を拝見する限り、まだ決まっていないような形で、どちらに判断していいかちょっとわからなかったということで、こういう表現をしたということですね。

わかりました。じゃ、表現については後でまた議論をしたいと思います。

○高橋主査 そうですか。今のに関連して、少し戻りますが、24か25、その辺のことでよろしいんですか、村山委員は。

○村山委員 はい。24、25はこれで。

○高橋主査 わかりました。

それでは、続いて住民移転ということで、28から31までについてですが、ここは各委員、いかがでしょうか。

○村山委員 28番については、先ほど満田委員の質問とも関連しているんですけども、過去の教訓を生かしたほうがいいという趣旨で、私もここを書いていますので、そういうことでご

理解いただければと思います。

それから、29はこれで結構です。

○高橋主査 岡山委員、満田委員、よろしいですか。

○満田委員 この村山委員の回答の、現在実施中の各LGUの移転事業に関するものというのは、これはどういう意味なんでしょうか。

○北川 移転先の不備、まさに満田委員にご指摘いただいたような議論だと思えますけれども、こちらDPWHが実施しているフェーズⅡのRAPというものは今存在しておりませんで、すべてPRRCないしは、他のメトロマニラ、例えばパッシング市なども移転事業を行っていますけれども、そういうところに関する意見として出てきたのではないかとということなのです。

○満田委員 この事業とは関係ない移転であるという意味なんでしょうか。

○北川 そうですね。少なくともこの事業フェーズⅡではRAPを作成しておりませんので。

○満田委員 そうですか。

○北川 はい。

○高橋主査 それでは併せて、この31、満田委員の質問に対して当日回答しますということですが、これはいかがでしょうか。

○北川 こちら、先ほどまさに議論の中でお話をさせていただきましたとおり、審査にて関係機関と協議して、過去の教訓を踏まえたRAPになっているかというところは確認をしてみたいと思います。

○高橋主査 ということでよろしいですか。

それと、具体的な助言等についてはまた後ほど確認するということにして、次に行きたいと思えます。

それではその他ということで、32から34、岡山委員ですが、いかがでしょうか。

○岡山委員 多分、これは河川、治水そのものに関しての意見といえば意見なんですけれども、すみません、私はフィリピンのことは余りよく知りませんが、日本で、あるいは日本じゃないところでも、特に現在多い都市の内水氾濫に対しては、やっぱり住民のソフト部分での防災意識というのが非常に重要であるという中で、どうしてもハードの工事だけでは防ぎ切れないところが当然のようにあるわけですから、まして、先ほどモニタリング精度が上がったから3,300が2,900になったという話になりましたけれども、逆に今、想定外のところまで含めて想定しておくほうが無難な世の中になったんじゃないかなというふうにも思っています。

そういうところで、幾つかちょっと思うところをいろいろ、というか、気になるところを書

かせていただいて、それは多分、今回の事業そのものとは大きく対象外のところだとは思いますが、それでも、そもそも論に近いですね。32番とかは、ここだけではもうどうしようも防ぎようがないのは明らかですし、ましてこのフェーズⅡだけで洪水が防げるとは思えないんです。それよりも重要なのは、もっと上流部分、あるいは下流の周りの人々の住まい方とか、土地計画のあり方自体なので、そこにもできれば関与していただきたいというお願いです。

それに対して、例えば1番のときからずっと出ているんですけども、FMC、洪水対策委員会の設立を考えていらっしゃるというので、これは非常に重要だと思っています。ですので、ぜひこの計画の中に盛り込んでいただきたいなと思いますし。

あと、ちょっとよくわからないのは、例えば洪水対策委員会をつくって、そのメンバーを考えたときに、ここのさっきのLocal Inter-Agency Committeeとの整合性というか、あるいはこの委員会の中に委員会をつくるのか、それともお互い、IACのメンバーが入ってくるのかとか、そういうことも含めて多分コミッティーのつくり方も重要なのかなというふうに思うものですから、あわせて、具体的にもし何かご意見があるようであれば、この辺のアイデアを教えてくださいなと思いました。

○北川 ありがとうございます。

まずFMCとInter-Agency Committeeですが、まずInter-Agency Committeeは基本的にLGUがつくれます。メイヤーが上になりますので、DPWHやMMDAと呼ばれますメトロマニラ開発庁が2大トップになって、各関連LGU等々が入ってきたり、あと例えばラグナ湖の開発委員会みたいなところにも入ってきてということを考えておりますが、どちらかというところとインターシティといえますか、市をまたいでのイシューというところを取り扱うことを考えております。

ですので、今のところフィリピンではそういう議論をする場というのが、なかなかフラッドに関係してというところでは今ございません現状で、まずはそういうところから始めてみましょう。さらに議論を進めていく中で、Inter-Agency Committeeとの関係というところも検討していけたらというところで、DPWHとも話をしているところでございます。

○岡山委員 それは34番の一番最後にちょっと書かせていただいたんですが、日本では流域委員会という言い方をしますよね。河川流域委員会ですと、当然そこには何十個の自治体が入ってくるので、まさにインター自治体的な、ローカル・コミッティーな委員会になってきて。かつ、バランガイ・キャプテン、首長さんだけではなくて、そこに河川を専門とするNGO、あるいはその他のNGO、それから当然、行政、事業者等々の全部と、あと有識者が入って流域委員会というものを、日本でも今構成、やっとしたところですけども、そのような、このパッシ

グ川、マリキナ川の流域委員会が多分想定しているこの洪水対策委員会に近いのかなと思うんですけれども。

河川管理は治水だけではなくて、恐らく水利用を含めて、限りなくIACに重なるような気もするんですけれども、それをもう少し拡大した形の流域委員会というものがあって、全体で河川管理を考えないと逆にどんどん不法流通者もふえていくでしょうし、もっと管理しにくくなるんじゃないかなというふうにちょっと懸念しています。

○北川 ありがとうございます。

○高橋主査 その辺は、先ほど4番のところでも私も、全体計画との整合性といいますか、そういうところも含めて、あるいは非構造物対策といいたいでしょうか、そういうのも含めていろいろ気になっているところですので、また個別のところでも議論をしてもいいんですが。

一応このコメント、あるいは質問に対する回答について、一通り終わりましたけれども、各委員で再度確認をしたい点、あるいは言い残した分というのはありませんでしょうか。

ちょっと私、今主査をしておきながら、基本的なところを理解していなくて申しわけないんですが、教えていただきたいんですけれども、先日の全体会合でも話題になったのですが、この環境レビューに対する助言の仕方として、何々を確認することというようなことになるのでしょうか、それが環境レビューの助言なのか、あるいは回答としても確認しますということで、それでもう回答で終わってしまうという。何となくすっきりしない、釈然としない部分があるんですが。

今回についても、結局、事業者である実施機関であるこのDPWHにいろいろこの助言なり、質問があった部分を伝えるというようなことにしかならないのでしょうか。

○河野課長 前回の議論をもう一回おさらいしますと、もともと前回の案件では、インド側が調査を行って、JICAの業務は環境レビューから入ったという経緯があります。それでワーキンググループの中でいろいろと議論がありまして、じゃどうしましょうかと。ここをやってもらえるかという話もあったんですけれども、もともとJICAがやっていない話でもありますし、できることというのは確認することということになっています。

平山委員のほうから、確認することじゃなくて、確保することと言えないかというお話があって、いろいろ議論になったと思うんですけれども、あの中ではあくまで我々は確認するだけじゃありませんと、審査に行つて確認をして、もし足りない分があれば、それはやっていただくようお願いするし、あと仮に何らかそういった大きな問題があって、対応できないということがあれば、ガイドライン上問題だということがあれば、借款の供与をしないということも

含めて検討するということがあったかと思います。

前回のものについては、少なくとも確認することでいいんじゃないかという話で結論が出ていますけれども、特に助言委員会としてどういった形の文言にするかというルールは、実はないです。ですから、そこはケース・バイ・ケースで案件ごとに検討していくということになるかと思います。ただ、本案件についても既に調査も終わっていますし、基本的には環境レビューできる段階の我々の業務としては確認することということでいいのかなというふうに思っていますけれども、特に委員のほうでそれ以外のご意見があれば、それは個別に検討をさせていただくということかと思います。

○高橋主査 ちょっと戻って恐縮です。3番のところ、この報告書には勧告というのがあって、その対象者とか、あるいは有効性、強制力はどうかという私の質問に対して、あくまで勧告で、実際やるかどうかはそれはフィリピン政府の意思決定によるということがありました。これはまさにそのとおりなんですけど、これと先ほどのお話の、審査等で協議の段階でいろいろ助言等がついたことについて、実施されなければ場合によっては企業も援助もしないよというふうなお話と、ここにある勧告の中身というのは、どの程度のそういう位置づけ、重みを持つものでしょうか。

○河野課長 それは、すみません、ちょっと私、ここでぱっと答えられない。むしろ地域部のほうにもし分かれば教えていただきたいんですが、まさに中身次第だと思うんですね。この勧告内容が我々のガイドライン上、どうしても抵触して確保しなくちゃいけないものであれば、それは当然やることでしょうし、それではなくてできればいいというふうなレベルのものであれば、ここに書いてあるとおり、あくまで政府側が対応するという、そういうことなのかなと思います。

○高橋主査 ちょっと今、前提の話みたいところで恐縮でしたけれども、各委員、いかがでしょうか。

○村山委員 先ほどの表現については、確かにまだ統一というか、基本的な考え方が整理されているというわけではないんですが、一応、ガイドラインの内容を見ると、2.8.1というところの1番目に、環境レビューの結果を合意文書締結の意思決定に反映する。環境レビューの結果、適切な環境社会配慮が確保されないと判断した場合には、適切な環境社会配慮がなされる相手国等に働きかけるという文言があります。

これは助言委員会との関係ではなくて、これはJICAとの関係なんですけれども、その意味ではレビューの段階、多分審査ということで、イチ・ゼロの世界だと思うんですが、ただ、出て

きたものについて全く働きかけもせず、イチ・ゼロを決めるだけではなくて、微修正して、オーケーであれば通るということは多分あると思うんですね。

そういう意味で、余り大きなものがレビューの段階で議論になるのは非常に問題だと思うんですけども、少し修正してよりよくなるのであれば、そういうことも助言の中には含めていいと思うんですね。基本は多分、でも確認で、これについてはやはり確認してもらってというのが多分基本になると思うんですけども。

○高橋主査 それでは、順番に助言案について見ていくことに移ってよろしいですか。何かこれまでの質問、あるいは回答に対する再質問等はありませんか。

○岡山委員 すみません。どうしても土のう方式にこだわってしまって申しわけないんですけども、この報告書の中に、両方とも河川の水質自体は、もう世界的にも死んだ川だというのでかなり厳しく書かれていて、でも、実際そうだろうと思うんです。写真で上空のものなんかを見ても、少ないと言いつつもかなりみっちり入っているわけですし、特に不法移住者、そのまま恐らく下水、排水すべて河川に放流している状態でしょうから、何が言いたいかというと、恐らく川の底にたまっているのはいわゆるヘドロではないかなと。それが自然流下の、時々フラッシュでするのかもしれませんが、自然の状態ではもう余り分解もされずにそのまま蓄積していると。

それを浚渫土砂としてすくったときに、何が出てくるのかなと実は興味が非常にあったんですよ。先ほどモニタリングは後ほどするということで、そのときに組成がきっとわかるんだろうと思うんですけども、逆にそれをみんな見て、初めてこの流域の例えばそういう汚水、汚泥がどれだけたまったかというインパクトが恐らくわかるんであろうし、それをやらないと、例えば16番でしたかね、私が、要は浚渫土の組成でちょっとお聞きしたかったのは、本来的に川に普通に上流から運ばれたであろう土砂以外のものがどれだけたまっているのかと。感覚として何となく、もうここまで下流になってくると、ほとんどヘドロなんじゃないのかなというふうにも、すみません、単なる想像ですけども思うんです。

そうすると、でも、ここは流動土砂とそれ以外を示すデータは現時点ではないと。それはこれから掘ってみて、組成を分析しないとわからないということなんですけど、重金属云々よりも、恐らく非常に有機性の高いヘドロしかなかったときに、それをまた固めてしまって、土砂で埋めたときに、例えば劣化してこないのかなとか、分解しないのかなとか、熱を発しないのかなとか、ちょっといろいろ考えてしまうんですよ。

なので、すみません。私、土対法ときには、よく一つの圃場では9点法という形で9点とる

んですけど、河川の場合はどうしたらいいんですかね。やっぱり地点を決めて、幾つかポイントをとっていくほうがいいのかなどは思いますけれども。多分、湾処の部分でたまり方が違うとか、恐らく流下の速いところではもう少したまっていないとか、いろいろ多分ばらつきはあるんだと思うんですけどね。

すみません、うまいこと言えないんですけど、この川の中身のヘドロの部分というか、浚渫土の中身がすごい気になりますという話です。ごめんなさい。それをそのまま使えるかどうかちょっとわからない。それをコンクリートで固めて、安定処分するにしても、やっぱりそれを有効利用できる状態とかないのか、あるいはできるのかというのが、ちょっと定かではないですね。

○天野参事役 どのくらいお答えになるかはわからないんですけども、恐らく底にたまっているもののある程度の部分は、上流からやってきた土砂で、ある程度の部分は今委員がご指摘があったように、人由来の廃棄物から来た有機物であろうし、ある部分については河川沿いには植物も生えていますし、当然それは枯れたりするものもございまして、そういう自然由来の有機物も当然あり得ると思っています。それが洪水時で何度もフラッシュされますので、ある種ごちゃ混ぜになったような形の土砂というのが想定される土砂だと思っています。

その中で、そのうち人由来のものはどのくらいあるかというご質問には、多分モニタリングでヘドロを採取した後でもわからないというのが多分答えだと思います。ただ、有機物か無機物かというのは、これは強熱減量をはかればわかりますので、そういう意味での分析は可能かと思っています。

処分については、ご質問がその浚渫土の中の危険な物質をどう処理するかというご質問かと思って、そういうような答えを書かせていただいておりますが、それよりはどちらかということ、含まれている有機物の量によっては、今想定しているエコチューブやセメントによって固化するという手法が、本当に有効なのかというご指摘かなと思いました。そういうところも含めて、詳細設計の段階では施工方法をもう一度チェックする必要はあろうかと思っています。

ただ、一般的に考えますと、先生は有機物ばかりじゃないかというご指摘なんですけど、通常であれば、相当量上流からの土砂の量もございまして、それが混ざったようなものだというふうに考えれば、今、フィージビリティ・スタディの中で提案されている手法で恐らくは大丈夫じゃないかなというふうには考えます。それはただ、詳細設計の段階でもう一度きちんと把握する必要はあるかと存じます。

お答えになっているかどうかわかりませんが。

○岡山委員 ありがとうございます。大変よくわかりました。そうですね。

ついでになんですが、日本の河川で非常に問題になるのが、例えば自転車であるとか、家電であるとか、車ということは少ないんですけど、それでもごみが大分そのまま投げ捨てられている。それが川にたまっているという。

この1河川の、2河川にはどんな感じなんでしょうか。

○天野参事役 どちらかというと河岸沿いに、いわゆるそういう投棄されたようなごみというのは結構見られます。ただ、今回浚渫しようとしているのは、どちらかというと川の底のほうで、ぱっと見た目に見えない場所ですので、そこにどういうものがあるかというのは、ちょっとこれは調べてみないとわからないところもございます。

ただ、例えば自転車が出てきたような場合、それもコンクリートで固めてというわけにはさすがにまいらないとは思いますが。そこは適宜、別途処理するということかと思えます。

○岡山委員 了解です。

○天野参事役 いわゆる河岸沿いではなくて、川の真ん中の底のほうを掘るという計画になってございます。

○高橋主査 他はいかがですか。

○満田委員 ちょっと1だけなんですけど、すみません、戻ってしまいますが、30番の岡山委員のコメントに対する回答で、移転の条件に関して参加者からは異論は示されなかったということなんですけど、これはちょっと認識としては、異論を示されないことが不満がないことの証というのはいちよっそうではないんじゃないかということですね。

恐らく、これから先、もう少し各世帯に対しての同意取得というような手続がされるという理解ですよね。

○北川 DDのときにRAPの最終化を行いますので、その際にはちゃんと移転住民の最終化と条件の交渉というところが行われることになります。

○満田委員 それはJICAとしてもモニタリングを通じて確認されるということですか。

○北川 確認致します。

○満田委員 この環境レビューの表の中に内部モニタリング、外部モニタリングの実施予定ということなんですけど、この外部モニタリングというのは何を指しているんでしょうか。

○北川 失礼しました。フェーズⅢののでしょうか、それともDDの。ご質問をもう一度お願いできますか。

○満田委員 質問は、この環境レビュー方針の社会環境のところ、住民移転の項目に、外部

モニタリングを実施予定というふうに書いてあるんですが、この外部モニタリングというのは何を指しているのでしょうか。

○北川 具体的な外部モニタリングをする機関のことをおっしゃっていますでしょうか。

○満田委員 はい。

○北川 現在のRAP案に書いてある内容になってしまうんですけども、独立された……失礼しました、クオリファイド・インディビジュアルですので……。

○満田委員 そこはこれからということですね。

○北川 そうです。これからということです。

○満田委員 すみません。以上です。

○高橋主査 他はいかがでしょうか。

それでは、これから全体、助言案を確認をしていきたいと思いますが、少しその前に休憩をとりたいと思います。

では10分ほど休憩で、3時半から再開したいと思います。よろしいですか。じゃ、お願いします。

午後3時17分 休憩

午後3時30分 再開

○高橋主査 それでは時間になりましたので、再開をしたいと思います。

それでは、今まで議論をした点について、順番に助言として残すのか、あるいはもうこれで納得して平坦な質問、回答で終わりにするのか、その辺について一つ一つ見ていきたいと思います。

それでは、1から順番ですが、初め私の提案をした質問が中心ですけれども、私としては1と2は、これは本事業の特に非構造物対策などについて、これが事業に含まれるのか含まれないのか、あるいはこういったものが今後どの程度の事業の条件になるのかという点ですが、これ、1と2は一緒にしていいと思いますけれども、確認をするということで、一つの助言という形にしていきたいというふうに思っております。

それから3番は、ちょっといまだに私もよく理解できていなくて、これを確認をすることと言っても余り意味がないのであればしょうがないし。勧告の中身もさまざまですから、じゃ、これは特に助言では残さないということにしましょうか。

4番、これはやはり全体計画の中でこのフェーズⅢというものの位置づけがきちんとされないと、これだけ幾ら洪水対策をしても意味がないということもありますので、やはり河川上流

部も含めた将来計画とか、そういった全体計画の実現性などを確認をするというようなことで残していただきたいというふうに思います。

他の委員も、それぞれ提案者の意見の他に、それについて異議あるいは質問があれば、どんどんおっしゃってください。

それから5番目は、これも回答では盛り土などによって河川境界に目印を設置をするというようなことがありますけれども、こういうことがきちんとされないと住民移転も含めてトラブルのもとになる、あるいは、河川内開発がきちんと対応できないというようなことになると思いますので、河川内開発計画の抑制の対象の可能性及び住民移転との関連について確認すること、というような趣旨で残していただければというふうに思います。

6番目、岡山委員はいかがでしょう。

○岡山委員 可動堰はさっきの洪水対策、洪水コントロールを考えると必要なように見受けられるんです。なので、こういうのはどう言ったらいいんでしょう、逆に。できれば前向きに、やっぱり建設について検討されたいんですけど。とりあえず継続するということであるならば、別に落としてくださっても結構です。

○高橋主査 この「議論を継続すると聞いております」というのは、どの程度の確率というか。

○岡山委員 IIIではやらないけどIVでやるかもしれないということですよ。

○天野参事役 一応、フェーズIで詳細設計を一度全部やっております、その中にはフェーズIVまで一度図面を起こしている。当然、MCGSの図面も起こしているという中で、今回の円借款対象事業はフェーズIIIということで、フェーズIIIには含まなかったということです。フェーズIVを、今日現在決めることは不可能ですので、今後の議論になるかと思いますが、現段階においてフィリピン政府がMCGSを落とすというご判断があったと全く聞いておりませんので、そういう意味では当然、今後検討されるべき重要な課題の一つと認識しております。

○岡山委員 なら結構です。削ってください。

○高橋主査 次、7番はいかがですか。これも岡山委員が出したもの。

○岡山委員 これも全部、すみません、よくわかりましたので結構です。

○高橋主査 8番、これも岡山委員ですが、これいかがでしょう。

○岡山委員 これ、ちょっと難しいんですよ。今回はここ関係ないところなので、フェーズIIIには。ですけど、かかわると言えばかかわる話、今後。

○天野参事役 後は。フェーズIVをやるときにということですよ。

○岡山委員 そうですよ、はい。

○満田委員 これは岡山委員としては、むしろ移転を積極的に進めるべきだという。

○岡山委員 という形で。危険なところに余り住むべきではないと思うので、安全かつきちんと合意を得て、今だったら時間がまだ。さっきも、だんだん移転が進んでいるというような一応話でしたので、そういうことを、強制的に移転させろということではないんですけれども、でも、リスクの高いところに住み続けるのもどうかなとは思っています。だから……。

○満田委員 そこら辺、JICAさんとしてはどう考えますか。

○天野参事役 どうとおっしゃいますと。

○北川 まず事実としまして、実はご説明を申し上げておりませんでした、2011年、ことしの2月にフィリピンの最高裁の判決で、ここの危険地域に住んでいる人たちについては移転をしてくださいと。その他、エンクローチメントですので危険地域である、構造物もそうなんですけれども、というような判決がなされておまして、地方自治体がそれに基づいて移転を進めているという状況でございます。ですので、JICAというよりも、むしろフィリピン側で動きがあるというところで認識しております。

○岡山委員 それは、フィリピン政府のほうで、事が進んでいくだろうということですか。

○北川 はい、という認識でいます。

○満田委員 いや、岡山委員のおっしゃることはもっともなんですが、何か一方で、フィリピンという国において必ずしもその移転というものが平和に行われるものとも限らず、やはり相手国の責任のもとに政策の一環として進んでいるような不法居住者の移転というものに関して、何かそれを進めろとか、進めるべきではないとか、そこら辺について言うのってかなりリスクもあるのかなと、社会配慮的なリスクがあるのかなと思うんですよ。

だから、私、この協力準備調査の勧告の中にも、不法居住者の撤去を行うことを勧告するとあるのがかなり違和感を感じていたんですが。つまり、平和裡にすごくみんなが満足した移転であるんだったらいいのかもしれないんです。必ずしもそうならない、そうなる保証がないときに、余り移転を奨励するようなことというのはリスクはやっぱりあるなど感じるので、何となく私としては余り言いたくないなというような気がするんです。

いや、実際問題、危険地域に人が住むことはよろしくないというのはもちろんそうだと思いますけど。

○岡山委員 そういうことも本来的には全部含めて、抽出された課題として、流域委員会などで話し合っただけで対策を講じるのが本来かなというふうには思います。なので、ここはいったん落として、すみません、1番のところでは洪水対策委員会の設立というものが一応提案されていま

すから、そこに含まれるということにしたいと思います。

○高橋主査 満田委員もよろしいですか。

○満田委員 はい。

○高橋主査 9番はこれは単なる確認ですから、落として結構です。

それから、10番から12番までの河川公園については、後で22番のほうで出てきますから、そちらに合わせて統合するというので、とりあえずここでは落としてということに結構です。

次の13番は、これはやはり大気汚染について影響を確認をするといいたいまいしょうか、そんなような趣旨で残していただきたいというふうに思います。

それから14番は、これは落としても私は結構です。後でまた関連のものもありますから。

それから15番は、これは後でまた村山委員のところの25番などにも出てきますし、ここではとりあえず落としていただいて結構です。

○岡山委員 16番も落としてください。

○高橋主査 よろしいですか。

○岡山委員 はい。同じです。

○高橋主査 17番はいかがでしょうか。

○岡山委員 17は結構です。

○高橋主査 落とすということですか。

○岡山委員 はい。

○満田委員 岡山委員のコメントなのにあれなんですけど。これ、結構重要かなと思っていました。

○岡山委員 これ、いまさら何て助言を残そうかなというのがよくわかっていなかったんですよ。

○満田委員 このIAC……そうか。もう既に終わっている話であればともかく、今後、このIACというのが重要な役割をそのグリーンバンスとかで果たしていくようなので、やはりIACの構成についてはどこかのコメントに残したらいかかかなと。村山委員もどこかで、29番ですか、コメントされているんですが、例えばこのIAC、LIACが苦情処理機関になるのであれば、この中に非影響住民の幅広い利害を代表するようなメンバーが複数加わり、かつ先ほどの話ではないんですが、ちょっとJICAを加えろというのは恐らく無理だと思うので、モニタリングが可能な、例えば社会系のNGOなどの参加の可能性について検討することみたいな、そんなような。この17、29あたりでそんなような助言にならないかなと思ったんですが。

これですと、流域ステークホルダーの話ですね。

○岡山委員 そうなんですよ。

○満田委員 すみません、ちょっと。

○岡山委員 EIAのときのステークホルダー会議はどんなふうに行われたのかなと、過去のことについて聞いたので、おっしゃるとおり、もう終わってしまったことですから落としてもいいのかなとも思ったんですが、実はIAC、結構重要なファクターであるというのがよくわかったので、それと流域委員会とそういう、要は流域全体で、かつステークホルダー間で治水のことをきちんと議論でき、かつモニタリングできる場の設定ですよね。を提案していいんでしょうか。あるいは、でも1番に既に検討していますって入っているので、こういう……。

○満田委員 すみません、ちょっと私がピント外れのコメントを言ってしまったかもしれないんですが。もし今後、このIACというのが流域における治水に関する議論においても重要な役割を果たすのであれば、その構成要因が、IACですか、あるいはFMCですか、どっち。FMCになるんですか。

○北川 FMCです。IACもします。

○満田委員 そうですか。FMCにおいてその流域全体の治水について検討が行われ、調整が進めるような体制であることを確認することとか、例えば、そういうような助言であれば、この委員の趣旨に合うのかなと思ったんです。

○高橋主査 他にいかがですか。そのFMCをつくるということは、まあ……

○岡山委員 はい。強く私も提案したいとは思っております。

○高橋主査 確認をすることになるんですが、その中身というんでしょうか、構成メンバーまで。

○岡山委員 そうです。構成メンバーも重要で、LIACは本当に重要なファクターですから。さっきも何かそんなことを質問させていただいたんですけど、何て言ってもいいかわかりません。言ってみれば、治水と多分、今回の事業に関連するあらゆる課題、それはRAPのことも含めてだと思えるんですが。例えば流域住民の移転問題等ですね。

○田中次長 FMCをどういうところまで確認するというご趣旨でございますか。

○岡山委員 そうです。だから、FMCの役割もそこに含まれているので、ここで何かその全部を。

○田中次長 なかなかちょっとフィリピン側でもいろいろな議論とか、行政にかかわる部分もありますので、検討にも時間がかかるとは思うんですが、タイミングみたいなもの、要するにど

こまで確認するかということについてご意見を。

○岡山委員 満田委員、いかがですか。これでやると18、19、20の移転問題に関しても、事業に関する課題として検討される場をやっぱり設置するということでは、でも、ステークホルダー会議が終わったからおしまいということではなくて、その議論できる場を設置しておく。

例えば、役割だけなんですよ。ごめんなさい、あらゆる課題というか、そこまでは言い過ぎなのかもしれないんですけども。別個で……

○村山委員 この委員会に設置する……

○田中次長 どっちかという、もうちょっと中長期的なあれですか。

○村山委員 組織の枠組みがありますよね。

○岡山委員 そうです。ちょっと私も、すぐにはそういうのを思いつかないんですけど。一方で、その苦情処理やRAPのことも含めて、社会関係の対応はこのIACでやっているということだったので、IAC自体も別個で、25番でしたっけ、残している……25じゃないな、29番ですかね。ここの役割というのものもあるんじゃないか。17番は……

○高橋主査 この洪水対策委員会の役割がいろいろ、不法占拠じゃないですけど、そういう無秩序な土地開発とかそういうことによってむしろ洪水が起きる、そういうことをいろいろ議論をして調整という場、FMC、そういう意味合いもあるわけですが、そういう地域住民からの苦情処理とかそういったものも、このFMCで担っているのかどうか、あるいはそこを担うべきというふうに言うのかどうか、その辺のことでしょう。

○岡山委員 そうではなくて、苦情処理は恐らくそういう情報はそのLocal Inter-Agency Committeeに入ってくるので、どちらかというLIACとこのFMC……FMCはまだ立ち上がっていないわけですけども、立ち上げるのであれば、そこはかなり密な関係を保つようにということなんでしょう。そういう位置づけだと思います。多分どっちがどっちを取り込むとかそういうことではなくて、両方あって機能は違うんですけども、かなり重なり合うもの、むしろかなり連携したほうがよいということですかね。

そういうイメージでいかがでしょうか、満田委員。

○満田委員 はい。

○松本氏 「あらゆる」というのは現実的ではないですね。

○岡山委員 そうですね、「あらゆる」は取りましょう、すみません。

○松本氏 やっぱり重要優先課題という感じじゃないですかね。

○岡山委員 はい。

○松本氏 やっぱり課題を絞っておかないと、何かいきなり全部カバーしますよという話だと、出るほうも……。

○田中次長 いわゆる課題の特性というか、対象の大まかなものは、やっぱりフィリピン側の問題かもしれませんが。どこまでこのFMCというのが扱うのかという。ローカル・ガバメントの役割とFMCの役割というのがあるんじゃないかというふうに私は思うんですけども、それは違うんですかね。

○松本氏 今、この中で我々提案させていただいているのは、当面の課題としては事業実施上の問題。それから、それは家屋移転の話とか、土地収用の話。それからあと、維持管理の問題ですね。これが当面の課題。ある程度、中長期的な話として、流域の乱開発等を抑止するというのがFMCの大きな役割。その辺のところにある程度想定を絞って進めないと、あらゆる課題になっちゃうと、ちょっとしんどいなと。

○岡山委員 そう思います。しかもそれ、FMCの本来の構成団体としては省庁から、日本で言えば国土交通省に始まって、その河川管理をする主体とローカル・ガバメントという形で、構成員がおのずと決まってきたので、そこ全体として全体をどう考えるか。プランニングも本来するんですよ。

○満田委員 私も岡山委員に賛成でして、ちょっとあらゆる課題はともかく、FMCによって流域全体の治水と事業に関連する課題について検討が行われることを確認することでいいと思います。ちょっと文言は、検討が行われる……

○岡山委員 そのような体制になることですかね。

○満田委員 そうですね。かつ、やはりその構成員も重要で、ですから、その構成員の中に政府関係者のみならず、やはり住民を代表できるような方が含まれていることが望ましいとは思っています。ちょっとFMCのイメージがまだちょっとはっきりとはよくつかめていないのですが、やはり住民を代表するような人が含まれているのは望ましいんじゃないでしょうか。

あと、やはり余りにも、要は治水事業を円滑に進めることばかりが優先されてしまって、現在進行形で生じている移転の問題を置いておいて、事業進行ということばかりにとらわれてしまってもいけないと思いますので、それはやはりLIAC、各地域ごとに置かれているLIACとFMCが連携を保って、住民移転の情報についても議論の中にインプットがされるような形が望ましいと思いますので、この括弧内の連携を保つというのは重要なことだと思っております。

○北川 FMCの構成員と、あと詳しい役割についてなんですけれども、今、私どもの協力準備調査で提案させていただきまして、それに基づいて先方、実施機関DPWHと話を進めている段階

でございます。先方はかなり真剣に考えていて、FMCについては慎重にやはり関係機関と議論をしていきたいという姿勢を示しております。

ただ、先ほども申し上げましたが、フィリピンにはこのようなFMCのような組織というのは、残念ながらまだ存在しておりませんで、そこに一番初めから住民NGOとか有識者とかを入れていく形は、ちょっともしかしたらハードルが高いのかなという部分がございます。DPWHはまずは政府機関とLGUを含めたFMCをつくっていきましょうという話をしているというのが状況でございます。

ですので、ちょっと構成員につきましても、今後、事業実施に間に合うといいますか、適切なタイミングで設立できるように議論を私どももサポートしながら進めていくということですので、ちょっとすぐに構成員に住民をとという話は、もしかしたら次の審査では難しいのかもしれないと思っています。ただ、一方でNGOさんであったり、住民というところとちゃんと会話ができるという体制は大切だと思っておりますので、そこはまさにLIACですね、そこはもう既存の組織でございますので、その中に住民が入るということをこちらからも提案をして、確認をしてという形で、まずは審査の段階では進めさせていただければと考えております。

○高橋主査 そのLIACには、基本的には地域住民が既に入っているわけですね。

○北川 そうですね、住民組織という形で。

○高橋主査 ですから、それでいえば、例えば単に表現の話になりますけれども、FMCによって関連する課題について、例えばですよ、課題についてLIACと密な連携を保ちつつ、検討が行われるような体制になることを確認することというようなことで、LIACと連携をとるところで住民とも、今後どうなるかは別としても、住民を無視することはないというようなニュアンスを入れるということではいかがでしょうかね。

○岡山委員 いいと思います。

○高橋主査 とりあえず、そういうことでよろしいですか。

それから18番、関連して19とか20もありますが、いかがでしょうか。

○満田委員 18から21にかけては、その後のコメントに関係しますので、31に統合させるような形で、この個々の質問を残すという形ではなくて、31に統合させるような一つの助言にしたいと思います。

○高橋主査 じゃ、また後ほどお願いします。

○満田委員 はい。

○高橋主査 それでは、次、22ですが、これは残していただいて、こういう周辺住民への影響

について確認することというような趣旨で残していただきたいというふうに思います。

それから23番は、これは報告書の表現ですよ。これは余り助言で書いてもしょうがないことでしょうね。どうなんですかね。

○岡山委員 どぶに生えた雑草であるということですね。

○高橋主査 表現を修正することというようなことで、助言ができるのか。あるいは、報告書は別に報告書で環境レビューとはかかわらないのか。

この報告書は公表されることになるわけですね。

○北川 そうです。

○高橋主査 ですから、公表段階ではちょっとこの表現は修正いただきたいなという思いがあるんですが。できないのであれば、まあ、趣旨はわかりましたから結構ですが。

○天野参事役 この業務に関しては、たまたまですけど、最終報告書がまだ完全にはセットされていないので、今であれば調査団にそれを申し上げて直していただくことは可能かと思えます。これは多分、業務によって状況が違うと思います。これに関しては、たまたまなんですけれども、まだ最終報告書がセットされていないので、ご趣旨の点を踏まえて調査団に話して、直していただくということは可能かと思えます。

○高橋主査 ただ、助言となると他のとの並びの関係もあるでしょうから、今日のこのワーキンググループの議論を調査団にお伝えいただいて、可能な範囲で修正していただくということをお願いできますでしょうか。

○天野参事役 わかりました。

○高橋主査 それでは、特に助言としては残さないということにいたしたいと思えます。

24番はいかがでしょうか。

○村山委員 これは残してください。

○高橋主査 残してよろしいですか。

○村山委員 はい。24番、25も。

○高橋主査 26、27はいかがでしょうか。

○村山委員 ここのところは基本的に残していただきたいと思えます。29まで。

○高橋主査 はい。それでは。29まで残すということをお願いします。

30番、岡山委員、いかがでしょうか。

○天野参事役 すみません、27番については……。

○高橋主査 先ほどちょっとありましたが。

○天野参事役 「未定の部分」を含めることということでしょうか。

○村山委員 表現変えたほうが良いということですか。

○天野参事役 先ほど申し上げたように、今日現在1回とか2回とかという書き方をするのは、逆になかなか難しいのかなと思っておりまして、ただ、先ほども申し上げたように、浚渫時にサンプリング、あるいはその後のモニタリング等はやりたいと思っております、そこをどう書くかだと思っております。今の段階では未定だけれども、詳細設計時において調査を実施した上でモニタリング、サンプリングの頻度等を決めようと考えていますということ……

○村山委員 わかりました。確定と。では「未定の部分を埋めること」というのを、「今後の方針を確認すること」という形でいかがでしょうか。

○天野参事役 はい。

○村山委員 はい。

○北川 すみません。28番でございますが、移転先の不備に関する意見に関してのご指摘をいただいていると理解しておりますが、今回につきましては移転先というところは、基本的には考えておりませんが、ここはどのようにお答えをさせていただければ。

○村山委員 もう一度お願いします。

○北川 28番につきましては、移転先の不備に関する意見がコンサルテーションのときに出たという事実に関しまして、「必要に応じて施設の充実や雇用支援などの対応を求める」と。特に移転先ということでおっしゃっていただいているのか、もしくは、いわゆる生計回復の手段というところを充実させるという後者なのか。後者であれば、もちろん対応いたしますが、移転先というところだと、今回この事業のためだけに用意する移転先がありませんものですから、なかなかちょっと審査での対応が難しくなるという部分がございます。

○村山委員 そうすると、移転先の不備に関する意見が出ているのは事実ですよ。

○北川 はい。これは別、LGUの事業ということでございますが。

○村山委員 そうすると、その後の表現を少し検討したほうが良いということですね。

○北川 逆に、移転先の不備に関しての意見に対して、今回、審査で何が出来るかというところを考えますと、今回、移転先を用意する事業でございまして、対象とする移転先がない状況でございますので、どちらかというと後者は残していただいても対応は出来るかなと思っております。

○村山委員 後者はこれでいいんですか。

○北川 必要に応じて……失礼しました、施設をと言われてしまうとあれですけども、移転

住民の生計回復手段が十分にあることというご趣旨と受け取りましたが。ちょっとこのままご助言いただくと、なかなか審査でも確認がしづらいという事情がございまして。

○満田委員 ただ逆に、その移転先を用意しない。住民が補償金だけで新たに移り住んでいくという中で、何か生計回復的な規約って可能なんですか。

○北川 そこは実施機関とも確認しまして、可能だというふうに聞いております。

○満田委員 逆に、その移転先を用意しない理由って何なんですか。

○北川 用意しないといえますか、まず一つとしてオプションを用意したというところがございます。やはり過去の教訓なのかもしれませんが、移転先に移転しても戻ってきってしまうようなケースというのがあると承知していて、やはりそういうふうの一つにオプションを絞ってしまうと、各世帯に合った補償となっていないという可能性もあるかなと懸念しまして、今回いろいろ、DPWHとも話したんですけれども、まずはその再取得価格による補償というところを基本として、ただ、どうしても移転をしたい、移転先が欲しいという世帯に関してはLGUのオプションが選べると。LGUが今実施している事業に入って、移転をするというオプションが選べる。そういう意味では、住民の意思によって選べるというオプションを用意したというところがございます。

あと、やはり実際の住民協議の場におきましても、実施機関から聞いたところですが、実際に例えば移転をしますか、それとも現金補償を選びますかというような質問をした場合に、ほとんど8割以上が現金補償がいいというような回答をしたというふうに聞いております。そういうこともありますので、ほとんどは現金補償がいいという意見だというふうに聞きました。

○満田委員 はい。

すみません、村山委員のコメントなんですけど、この移転先の不備に関しては、とはいえLGUの移転先の不備に関する何か意見が出ているわけですよね。そのオプションの可能性があるのであれば、やはり住民がお金を希望するその理由なんですけど、そちらのほうが自由度が高いという理由の他に、LGUの移転事業というものが不満であるかという可能性もありますよね。

○北川 そうですね。そういう意味では、「移転を選んだ住民の」という一言がつくということでしょうか。移転を選んだ場合、選んだ住民の移転先での生計回復というものを十分にモニタリングをして、必要に応じてアシスタンスを与えるというご趣旨と理解してよろしいでしょうか。

○村山委員 はい、それで結構です。

○北川 了解しました。

○満田委員 すみません、この移転先の村山委員の「施設の充実や」という部分が無理だというのは、これはL G Uの移転事業だから口出しできないという意味なんですか。

○北川 口出し、そうですね……。

○天野参事役 LGUのプログラムを選択された住民は、LGUの予算でLGUのプログラムでという形になるので、ご質問の趣旨から言うとそれはノーかなと思います。

○満田委員 口出しはできるという意味ですか。

○天野参事役 口出しというのがどういう趣旨かはわかりませんが、LGUが主体的にやっておられるものに対して、JICAからああだこうだと言うというのは非常に難しいと感じます。

○満田委員 難しいんですか。

○田中次長 今後どういうぐあいを持っていくとされているということなんじゃないでしょうかね。だから……。

○井手氏 よろしいでしょうか。

実際、LGUとDPWHのLGUの一定事業担当者と、DPWHの本事業の担当との会談に同席して、協議の状況を聞いているんですけども、やはりLGUは自らの予算で事業を行っていますので、こういったサービスを提供できるかというのは、その予算によって決まってくると。ただし、可能であれば、DPWHが通常の公共事業として行っているようなアシスタンスも。例えば、アクセス道路の改善ですとか、学校等の公共施設の建設といったものについて、DPWHの事業で発生する、もともとLGUの移転プログラムの対象世帯ではあるんですけども、今回特にDPWHの事業実施に伴って受け入れることになる世帯が相当数ある場合には、そういったDPWHが通常所管している公共インフラの整備といった分野でアシストすることはできないだろうかというような持ちかけが、LGUからDPWHに行われておりますので、何らか今回、JICAからDPWHへの勧告や助言というような形になるとすれば、そういったDPWHができることを発見してこられるようにといった……

○田中次長 洪水制御の案件の住民移転は、LGUがやるということになっていきますので、DPWHのアシストというのは、多分、向こうの法令に対してそれが可能かどうかちょっと私もよくわからないんですけども、法令に照らして可能でないのなら、なかなか難しいと思うんですけども。

○天野参事役 そういう意味ではLGUさんはLGUさんでいろんなご意見はあるのかもしれないんですけども、現状の補償の考え方としては、DPWHの事業としては現金補償をまずかちっと固めましたと、これで基本的にはいかがでしょうかという提案をこの前された。先ほどもご説明

があったように、8割前後の方が現金補償を好んでいるという事前のアンケート結果があって、それをまず提示したと。ただし、どこか移転先を用意してもらわないと困るという方がいらっしゃることに備えて、LGUのプログラムはもともとあるものですから、それを選択されるのもよしですよと言ったというところまでです。

LGUの選択された方のその後のモニタリングについてお聞きになっておられるのかなと思っただけですけども、そういうことではない。DPWHのオプションを選択された方は、RAPに書かれているモニタリングに基づいてモニターされます。で、LGUのオプションを選択された方についてもモニターはされます。口出しとおっしゃったところがよくわからないんですが。

○満田委員 口出しできるのかどうかと言ったのは、この施設の充実、通常、住民移転計画と移転先サイトを用意するときは、そこにどんなインフラが整えられていて、住民の生活に支障がないかということを確認するのが常道ですよ。それが今回の場合は、LGUの移転プログラムに乗っかる形で移転先が用意されるという、わかりませんが住民が希望するなら、こっちに乗っかってくださいということなのであれば、とは言うものの、最低限LGUの移転事業がきちんとしたものかどうかというのは、それは確認は少なくとも必要ですし、不十分な場合はそのことに対して、不十分だから改善してくださいということをJICAとして言うことが可能なのかどうかということを知りたい次第です。

○北川 まず確認の部分でございますが、協力準備調査の中で一応、各生活インフラといいますが、状況というところの確認はしております。PRRCとも話しますと、PRRCとしては、必要な生活インフラはすべて整っていて、生計回復プログラムもあるという説明を受けておりますので、この状況としてはこの段階というところではありますが、把握はしております。

一方で、その各LGUのプログラムに対して何かしらの改善を求めると例えばした場合に、その財源がどこになるのかという問題が生じていて、さすがJICAがJICAのお金でやるわけにはいきませんので、それは恐らくDPWHにお願いするのか、LGUにお願いするのかというところになるかもしれないんですが、そこはやはりLGUでそこだけとなると、なかなかちょっと交渉は難しいかもしれないというのがあります。やっぱりDPWHも、ちょっとお金が出せる部分と出せない部分というのがあるんだろうと思っています。すみません、お答えになっていないかもしれませんが、現状です。

○満田委員 であるならば、例えばなんですけど、LGUの移転事業の移転先の状況について確認し、十分なものであるかについて確認することとか、その先どうするかというのを、仮になんですけど、それで十分なものであれば、恐らくそこどまりなんだと思うんですが、仮に問題があ

る場合はLGU、DPWHと協議することということまでは恐らく含みとして残しつつ、それはちょっとそこまで書かなくていいかもしれないんですが、確認することどまりで、LGUの移転事業で用意される移転先について確認することぐらいの文言を入れていただくことはできませんか。

○武藤課長 あくまでも必要に応じということですよ。選択した方がいらっしゃってということを確認してからということですね。

○満田委員 ただ、今の段階ではわからないんですか、それは。

○武藤課長 そうなんです。

○村山委員 満田委員の話と私の話が両方あって、今、私がお聞きした範囲で言うと、全体については確認をお願いをしたいと思います。その後どこまでできるかちょっとわからないようなので、少なくとも移転を選択をしてもらうときに、こういう状況だという情報提供をしていただいて、移ったのに考えていたことと違うような事態は避けていただくというぐらいは多分お願いできるかなと思うんですね。

ですから、例えば事実関係を確認し、移転実施の際に情報提供を十分に行うことですね。そのあたりも含めていただければと。あと、満田委員の話もあるかもしれないので、そこは全体で調整をお願いできればと思いますけど。

○高橋主査 いずれにしても、強制はできないでしょうけれども、とって、JICAとしてもこの特に住民移転というのは、環境配慮上の重要なことですから、どういう状況であるのか確認をして、そしてそれに応じて実施機関であるDPWHなりが、どういう対応をとるのかということも確認をするとか、そこまではできないですか。要するに、どうしろとは言わないけれども、どんな対応を……

○武藤課長 実際を考えますと、DPWHは校舎建設はもうほぼ行っていません。教育省に移管してしまっています。あとは道路につきましてもどんどん地方分権が進んでおりますので、DPWHとしてもローカル・ガバメントに権限を委譲してしまっているだけに、言える部分が少なくなってしまうので、行政の構成上、DPWHだとちょっとつらいかなというのはあります。

○井手氏 情報提供なんですけれども、LIACが関与する移転事業については、パブリック・コンサルテーションの期間中に必ず移転候補地、それはその世帯が望むと望まない、移転を望むかどうかとは関係なく、移転候補地のバスツアーがございます。そこに行って、現地を一周して説明すると同時に、既にそこに住んでいる人とも自由に対話ができるような機会がつけられております。それを行った後で、対象世帯が自分がどのオプションを選択するのかという決断をするという手順になっております。もちろん、そのツアーは無料で行われます。

○高橋主査 そうしましたら、そういうようなことが行われているということを再度確認するという趣旨というか意味でよろしいですか。

ちょっと文言は今確定はしませんけれども、そういうきちんと対応といいたいまいしょうか、移転候補地などについても、情報提供も含めて行われているということを確認をするというような趣旨にしていいただければと思います。

○鈴木 下の意見は上に含まれる、上を生かすという形で、今のところは……

○高橋主査 生計回復支援のところはどうなんですか。そこまではどうでしょうか。

○満田委員 私としては結構です。村山委員の雇用支援の対応を求めることというのがありますので、また移転地だけを選択した住民の移転先での、そこだけ強調するのも変な話なので、下の2行はむしろ削除してください。

○北川 一般的にというところ。

○満田委員 そうですね。原則としてはどこに事ができれば、それが完全に可能かどうかは置いておきまして、やはり雇用支援などの対応というのが村山委員のコメントの中に入っていますから。

○高橋主査 そうすると、助言として、まず一つは事実関係の確認というのがありますね。それからあとは、移転とか雇用支援について確認するというのであれば、下の赤いところに雇用支援というようなことが入ってこないと。

○北川 提供する情報の中に……

○高橋主査 だから、情報提供の中には入っているということで。

○北川 そうですね。提供する情報の中に、実際のその物理的なインフラのみならず、生計回復プログラムとかの内容も含めるという理解でよろしいでしょうか。それで説明を行って、選んでもらうと。

○高橋主査 そういう理解でよろしいですか。

○満田委員 はい。

○北川 そういう意味では、上の4行も。

○高橋主査 「必要に応じて」以降の2行分が赤字に変わったという、私は理解をしているんですけども、そうじゃない。

○満田委員 そうなんですか。

○村山委員 そこの部分も重なっているのです。

○満田委員 ちょっと文言、余りざくざく切られると、ちょっと不安な気もあるなという。

○高橋主査 でも、文言はともかく、中身としてどういう。提案した村山委員と満田委員、いかがですか。

○村山委員 ちょっと私、余り時間がなくなってきたので、要点だけ申し上げますと、まず一つは事実確認ですよ。あと、情報提供という話と、あとプラスアルファの支援のこと、生計回復手段の充実という話が両方あって、今の時点で私自身は、情報提供だけでいいかなと思っています。それ以上、どうも求められそうにないので。少なくとも情報提供がされるとして、選択の際の移転住民の方の意思決定を十分に確保してもらいたいということです。

満田委員は多分、生計回復手段の充実についても言及されているので、そこを含めるかどうかですよ。

○満田委員 ですから、LGUの移転事業の移転先の前に、移転者への生計回復手段及びLGUの事業の移転先について確認するとともに、移転実施の際に情報提供を十分に行うことを確認することではいかがでしょうか。確認することが多そうですか。

○高橋主査 まあ、文言はともかく、中身はとりあえず。

○村山委員 今日確定する必要はないので。

○高橋主査 とりあえずこういうことにしておいて、後でメール等で審議をするということにいたしましょう。

29は、一応こういう形で残すということですね。

じゃ、次、先に行きたいと思います。30番、岡山委員、いかがでしょうか。

○岡山委員 これは、ですから、あれなんですね、この58世帯はDPWHの移転プログラムなんですよね。

○北川 そうですね。

○岡山委員 こちらについては、逆にきちんと情報提供も行われ、合意形成も行われ、速やかに移転が済みましたと。

○北川 この58世帯は……

○天野参事役 58世帯がどちらの補償を選択するかは、今日現在ではわかりません。

○岡山委員 ああ、そうなんですか。

○北川 状況としましては、一つ基本的には、再取得価格に基づく現金の補償というので、ガイドライン、すべて生計回復手段、モニタリングも全部含めて、ぴかぴかなオプションを一つ用意しております。それがRAPに具体的に記載されております内容です。

その他に、ただリロケーションもしたいという住民がいた場合はというところで、そこは選

択というところになります。なので、選択はまだされていなくて、58世帯の現時点の数字になっています。

ちょっとすみません、前の議論に戻ってしまうかもしれないんですが、その完璧なオプションがある中で、それでもみずからの意思でLGUオプションを選ぶという住民がいた場合に、その住民の、すみません、言い方が難しいんですが、LGUからの補償というものに、どれほどまでJICAとして、口を出すという表現なのかわからないんですが、すべきかというところは、逆にご助言をと思っているんですが。住民がみずからの意思ですべての状況を知った中で選んだオプションだという前提です。

○岡山委員 つまり、このRAPのぴかぴかの用意したオプションというのは、その移転後の生計回復手段であるとか、いろいろな条件が一番いい、要はプランなわけですよ。

○北川 そうですね。ガイドラインに従って、協議して確定された選択。

○岡山委員 そこも選択して、移転された人についてはそれで担保できるんですけども、例えばそれを拒否して、LGUのほうをあえて選択した人についてはどこまでということですよ。

○高橋主査 それは先ほどの議論の中に入ると思いますので。

○岡山委員 そうですね。

○満田委員 ただ、これは合意について聞かれているじゃないですか。ですから、合意はこれからとることなので、そこの58世帯が十分な情報を提供された上での合意が取得される……

○岡山委員 条件と合意と、きちんと情報を得た上で選択をするということを確認することですね。

○満田委員 先々ということなんでしょうけど。

○岡山委員 はい、そういうことですね。そういうことでよろしいですよ。移転先や条件等の情報を十分に得た上で。

○北川 この段階でございますが、最終的には詳細設計を踏まえた後にRAPを最終化いたします。その段階でということですので理解してよろしいでしょうか。

○岡山委員 はい。

○高橋主査 合意されているかを確認するというような趣旨ですね。

○岡山委員 みずからの合意……

○天野参事役 審査の段階では、まだ合意はとれないと申しませんか。

○岡山委員 住民の選択できる状況にあることを確認すること。

○天野参事役 まず、こういうオプションがありますという説明は既に現場でさせていただいて、詳細にそれぞれにどういう補償金を払うかというのは、詳細設計の後、DDと北川が申し上げた詳細設計の後、確定するということですので、我々が円借款の審査の段階でもう合意がとれているということはないです。

○満田委員 それは今申し上げたとおり、先々その合意がとれる状況であることを確認することという意味です。

○天野参事役 なるほど。先々ということですね。

○満田委員 先々という表現はちょっと。

○天野参事役 事業実施時にということですね。

○満田委員 今後、そうですね、タイミングで。

○高橋主査 表現はちょっとまた後ほどということで、そういう今のような趣旨で将来的にということですね。じゃ、そういう形で残すということですね。

31は満田委員、いかがですか。これも先ほどの議論と似た感じもしますが。

○満田委員 そうですね。基本的に31は残しまして、ちょっと表現ぶりは微修正させていただく可能性も残すということをお願いしたいと思います。

○高橋主査 じゃ、これは満田委員が助言案は、また後でメールで出していただけるということでしょうか。

○満田委員 そうですね、はい。

○高橋主査 それでは次、32番、岡山委員、いかがでしょうか。

○岡山委員 これはもう既に同じ、同様の提案をされているということですので、取りたいと思います。

33、34なんですが、ちょっと今さらで申しわけないんですが、例えばさっきちょっとお話があったように、流域の自治体が既に自治体による自治が比較的進んでいる状況の中で、その自治体ごとのきちんとした防災計画であるとか、防災マニュアルのようなものが整うことも必要だと思います。そういうことというのは、相手国政府にその策定を促すようなことを提案することができるのでしょうか。

○北川 実際、その動きにあります。フィリピンでは、最近、災害リスク管理法と申しまして、新しい法律をつくりまして、各中央省庁はもちろんなんですけれども、自治体に対して防災のための組織といいますか制度と、それを実施する組織と、あと計画ですね、策定するよという法律が出されましたので、今それがまさに進んでいる状況でございます。

○岡山委員 ありがとうございます。では、33、34を取ってください。

○高橋主査 両方とも削除でいいんですか。

○岡山委員 はい。

○高橋主査 それでは、一応助言としてどれを残すかというのは、文言はともかく、項目としては確認できましたが、事務局、JICAのほうから、何かその助言案をまとめていただくに当たって確認したい点等はございますか。

よろしいですか。

○河野課長 地域のは、何か質問とか。

○武藤課長 すみません、34番はどうになりましたか。

○岡山委員 33、34は両方とも落としました。

○武藤課長 わかりました、はい。

○高橋主査 両方とも削除。助言としては残さない。

○満田委員 何かもったいないような。

○岡山委員 でも何となく、すみません、両方とも回答のほうが、とりあえず同様のことを提案していますという回答があるので、これ以上何も。

○高橋主査 あと、特にありませんか。

ちょっとこだわるようですけど、3番に関連して勧告、この報告書の中での勧告というのがどういう……。JICAが一応作成したという形式ですよ、報告書を。そこで勧告があって、その勧告というのは、相手国政府がそれはもちろん採用するかしないかは、相手国政府次第というのはもちろんわかりますけれども、報告書の中に位置づけられている勧告というのは、どういうところまでの意味合いがあるんですかね、JICAとして。

つまり、こういう報告はJICAとして採用するかしないかは、この勧告がきちんと達成されるかどうかにかかっているという。強く言えばね。そんなことも、これ、JICAの報告書であればあり得るわけですよ。その辺はどういうことなんですか。

○武藤課長 先ほど河野のほうからも申し上げましたとおり、内容によるということに尽きると思うんですけれども、例えば地域部の立場からしますと、やっぱり相手実施機関等との関係というのは、オール・オア・ナッシングで、これできなれば次に進まないというのじゃなくて、ここまで来たら、じゃこの課題をつけ加えてみまじょうか、ここまで来たら、じゃこれというふうに、長期的に考えていくものだと思います。

なので、例えばフェーズIVに関するものなんかも入っていますけれども、それはちょっと先

なのかなと思います。例えば、今回の本フェーズの審査から、それから承諾から実施というのがまずあって、そこでまずは向こうの能力向上も見ながら、できるところをいいタイミングで入れていくんだと思います。次にそれが終了をして、フェーズⅣを審査しましょうかとなるときに、入るものも含まれているのかなと思っております。ですから、長い時系列の中でどこをどう入れていくかというのは、まさに地域部として一番責任を持って考えるところだなと認識しているところでございます。

○満田委員 そうなんだと思いますし、ちょっと私としては先ほど申し上げたように、この最後の勧告の中の一番最後のところですね。マンガハン放水路の居住者の撤去を勧告するくだりには、ちょっとひっかかりを感じていました。

○武藤課長 現場を見たら、何かは書いておかなければと思うような状況です。

○満田委員 そうですね。ですから、勧告するんだったら、もう本当に徹底的に不法居住者問題というもののかかなりディープな調査をやって、社会的配慮も含めた何かを勧告するんだったらいいんですが、ちょっとこれだけだと、何となくリスクな感じがするんです。ですから、恐らくJICAの報告書って、必ず勧告をくっつけると。その中でJICAさんとして、ものすごく吟味したものと、そうじゃないものとあるような気がしていたので。

○武藤課長 そうですね。

○満田委員 そちら辺は何か、確かに絶対これがないとこの事業は進めないよという勧告と、ちょっとそうじゃないものとは分けて考えられたほうがいいのかないかなという気は、この勧告に関してはそう思います。

ただ、基本的にはもちろん、勧告というのは重視していただくようにしたほうが。それぐらい強い態度で臨むべきものがあるのかもしれないんですが、ちょっとこれに関しては、私は正直、ちょっとこれをすごく強く言うというのは。

○武藤課長 委員のおっしゃっていらっしゃる感覚はすごくよくわかります。私たちもちょっとまだこなれ切れていない勧告だと思います。私たちもJICAの中で検討をするときに、どちらかという技術的なほうから検討しはじめて、今度は社会のほうから検討して、環境から検討してと、こうやって進めていくんですけれども、多分それがまだ途中の段階だと思います。もっと丁寧に、じゃ社会はどうか、環境はどうかというところでも、議論しないと、いい勧告にならないと認識しています。

○北川 この事実関係として、この位置づけなんですけど、これ実はまだJICAとして最終検収が終わったものではありませんで、すみません、今後検収する段階のものとして、まだ公表前

のものであります。すみません、位置づけだけご説明をさせていただきます。

○高橋主査 ちょっとそれ気になったものですから、すみません、また蒸し返して。

○北川 ご指摘ありがとうございました。

○高橋主査 じゃ、あと特になければ、これで終了したいと思います。

それで今後の日程、スケジュールですが、いつものとおり、事務局のほうから勧告案を提示をしていただくということでよろしいですね。

○河野課長 確定自体は10月3日の全体会合になりますので、それまでに確定すればいいということでもあります。

今日の議論を踏まえまして、案を、できれば水曜日ぐらいにはお返しさせていただきますので、そこらご議論いただいて、連休もありますので、例えば9月26日の月曜日とか、それぐらいまでには最終案をご確定いただければと思います。

○高橋主査 はい。じゃ、各委員、そういうことですので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと特になければ、これで終了したいと思います。よろしいですか。

じゃ、どうもありがとうございました。

午後4時39分 閉会